

岡山市焼却残渣  
再資源化業務委託(単価契約)

仕 様 書  
(案)

令和8年度

岡 山 市

## 第1章 総 則

### 1 適 用

本仕様書は、岡山市（以下「本市」という。）が発注する「岡山市焼却残渣再資源化業務委託（単価契約）」に適用する。

### 2 業務の目的

本業務は、当新田環境センター、東部クリーンセンター（以下「2センター」という。）で発生した焼却残渣を「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成4年7月3日厚生省告示第194号）の二のイ、ロ又はホの方法（以下「環境大臣が定める方法」という。）により、安全性を確保しつつ効果的かつ適切に再生し、焼却残渣の再資源化を行うことを目的とする。

### 3 委託名

岡山市焼却残渣再資源化業務委託（単価契約）

### 4 履行場所

当新田環境センター（岡山市南区当新田486番地1）  
東部クリーンセンター（岡山市東区西大寺新地453番地5）

### 5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 第2章 一般事項

### 1 業務の範囲

本業務の範囲は、本仕様書に掲げる焼却残渣の運搬、環境大臣が定める方法による焼却残渣の再生及び再資源化（以下「焼却残渣の再資源化」という。）、並びに中間処理及び不燃物中に含まれる異物等再資源化工程で生じた再資源化できない残渣（以下「処理不適物等」という。）の処分とする。

なお、本仕様書は、本業務に係る基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、業務目的達成のために当然必要と思われる事項については、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ受託者の責任において、誠実にこれを履行するものとする。

### 2 焼却残渣の性状及び取り扱い

本業務に係る焼却残渣は、一般廃棄物（東部クリーンセンターに関しては、一部産業廃棄物を含む）を焼却処理したときに発生する飛灰（ばいじん）及び不燃物（燃え殻）で、飛灰は特別管理一般廃棄物、不燃物は一般廃棄物として取り扱うものとする。

その性状は、「別添資料1」のとおりであるが、一定ではないため参考値とする。

### 3 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）のほか、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法、貨物輸送取扱事業法、道路運送法等の輸送に関する諸法令、施行令、通達等を遵守するものとする。

また、関係機関より各法令に基づく改善命令・措置命令等の指導を受けた場合は、速やかに対応するとともに、内容等を書面により遅滞なく本市に通知するものとする。

### 4 業務の着手

受託者は、令和8年4月1日から焼却残渣の運搬及び再資源化を円滑に履行できるよう飛灰及び不燃物運搬用車両等の手配等を行うこと。

### 5 焼却残渣の運搬及び再資源化

受託者は、2センターから再資源化施設まで焼却残渣を適切に運搬するとともに、焼却残渣の再資源化を行うこと。各業務の詳細を以下に示す。

#### (1) 収集運搬業務

飛灰は、粉体専用吸引圧送車（バグフィルタ付）又は粉体専用車（以下「粉体専用吸引圧送車等」という。）により運搬すること。

不燃物は、水密構造天蓋付ダンプ車又は専用コンテナ（以下「水密構造天蓋付ダンプ車等」という。）により運搬すること。

#### (2) 再資源化業務

搬入された焼却残渣を環境大臣が定める方法により再資源化を行うこと。再資源化は、廃棄物処理法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設設置許可を有する施設において行うこと。

#### (3) 処理不適物等の処分

処理不適物等は、適切な方法により運搬及び処分を行うこと。なお、処理不適物等を最終処分する場合、廃棄物処理法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設（最終処分場）の設置許可又は同法第15条の2の5に基づく届出に係る受理書を有するものが行うこと。

### 6 各センターにおける業務内容

各センターにおける業務の内容は次のとおりとする。

#### (1) 当新田環境センター

当新田環境センターから発生した飛灰の運搬および再資源化

当新田環境センターから発生した不燃物の運搬および再資源化

当新田環境センターから発生した不燃物中の処理不適物等の選別・運搬・処分

(2) 東部クリーンセンター

東部クリーンセンターから発生した不燃物の運搬および再資源化

東部クリーンセンターから発生した不燃物中の処理不適物等の選別・運搬・処分

## 7 搬出計画

焼却残渣の搬出日時については、事前に本市と十分協議し、2センターの運転計画を反映したものとするとともに、運転管理に支障をきたさないよう必要に応じて土曜日、日曜日及び祝祭日等の搬出も考慮したものとする。なお、搬出時間は、原則として「第3章 特記事項 3」のとおりとするが、別途協議することができるものとする。また、搬出作業に当たっては、本市運転管理員との連絡を密にし、安全対策には特に留意するものとする。

## 8 再委託の禁止

受託者は、廃棄物の収集若しくは運搬並びに再資源化業務を他人に委託してはならない。ただし、非常災害時、又は重大な事故の発生時に本委託業務の適正な履行が困難と認められる場合、速やかにその旨を書面にて本市へ報告し、本市と協議を行うこと。

## 9 緊急事態発生時の対応

- (1) 受託者は、運搬について、関係法令・法規等の遵守はもとより交通事故防止に努めるものとする。このため、交通事故防止を目的として、自動車の整備、交通安全啓発活動等を積極的に実施するものとする。
- (2) 受託者は、設備機器等の重大な事故・故障により、中間処理、再資源化処理が長期間不能となる場合に備え、他の事業場等によるバックアップ体制を整えておくものとする。また、中間処理施設および再資源化施設の修理・点検等により、一時的に処理を中断する場合には、本市にその旨を事前に書面をもって通知するものとする。運搬についても同様に対応するものとし、本市焼却施設の運営に支障が生じないようとするものとする。
- (3) 受託者は、緊急事態発生時においては、その内容及び対応措置についての報告書を速やかに市に提出し、承諾を得るものとする。
- (4) 受託者は、万が一の交通事故発生時においては、前号同様速やかに報告を行うとともに、第三者に損害を及ぼしたときは、損害に対して十分な措置を行うものとする。また、これらの損害賠償等は、自動車損害賠償保障法等に準拠して、誠意をもって当たるものとし、すべて受託者の責に負うものとする。ただし、事故原因が本市の責に帰すべき事由により生じた場合にはこの限りではない。
- (5) 受託者は、災害発生時に事業場が受入不可能となった場合、速やかに他の事業場で受入体制を整え、本市焼却施設の運営に支障が生じないようにするものとする。

## 10 損害賠償の責任

受託者の責任により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を賠償するものとする。

## 11 秘密等の保持

受託者は、業務の履行上知り得た情報等については、守秘義務を負うものとする。

## 12 調査に対する協力

本市は受託者の業務内容について、隨時、運搬及び再資源化の状況を調査することができるものとする。本市が要求する部分について、受託者はこれに協力するものとする。

## 13 運搬・処理数量の確認

業務委託量は、受託者の再資源化に係る事業場内における計量所にて計量した重量（トン）により確認するものとする。なお、有効数字は小数点以下第2位までとする。

## 14 業務の報告

受託者は、毎月月初めに前月分の本業務の実績を取りまとめて、本市に速やかに委託報告書を提出するものとする。

本市は、本業務に関連して必要があるときは、本業務の状況を調査し、受託者に対して報告を求めることができるものとする。

## 15 提出書類

受託者は、本業務において次の関係書類をA4判にて提出するものとする。

### (1) 委託業務着手時に提出する書類

- ①委託業務着手届
- ②業務責任者届
- ③委託工程表
- ④一般廃棄物処理施設設置許可証（写し）

変更等があった場合には、速やかに本市に報告するとともに、変更等後の許可証の写しを提出すること。

### ⑤業務実施計画書

- ア 再資源化フロー図
- イ 処理設備概要（機器能力の記載されているもの）
- ウ 業務分担表
- エ 運搬・処理計画
- オ 処理施設等のバックアップ体制
- カ 作業員名簿

- キ 施工連絡体制表（緊急事態発生時を含む）
- ク 収集運搬車両の番号及び構造図
- ケ 運搬経路図
- コ その他関係書類

(2) 委託期間中に提出する書類

① 報告書等（2センター毎）

- ア 委託報告書（計量伝票を含む）（毎月）
- イ 委託写真帳（毎月）  
焼却残渣積込・搬出状況、計量状況、受入設備への投入状況、再資源化工程、最終処分状況（処理不適物等廃棄物が発生した場合）等
- ウ 委託作業日報（毎月）
- エ 委託完了届（毎月）
- オ 委託報告書（年報）

(3) 委託業務完了時に提出する書類

① 委託業務完了届

(4) その他監督員の指示による必要な書類

## 16 疑義に対する協議等

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈及び業務の遂行に当たり不明な事項については、本市と受託者で協議のうえこれを定めるものとする。

## 17 単価の設定及び委託料の支払について

(1) 単価の設定について

本業務委託における契約は数量未確定のため単価契約により行うが、飛灰の再資源化と不燃物の再資源化で異なる単価を採用する。2センターの焼却残渣の運搬・再資源化の項目毎の単価のうち、当新田環境センター飛灰の処理に係る1トン当たりの処理単価（以下「基準単価」という。）を基準とし、その他の単価については、基準単価に再資源化の項目毎にあらかじめ設定した単価割合を乗じて決定するものとする。詳細は「別添資料2」を参照すること。

(2) 委託料の支払について

委託料は、各月毎に、請求があった日から30日以内に支払うものとし、詳細は、当該契約書によるものとする。ただし、請求は当新田環境センター及び東部クリーンセンター毎に行うものとする。

### 第3章 特記事項

#### 1 焼却施設の概要

##### (1) 当新田環境センター

- ① 所在地 岡山県岡山市南区当新田 486 番地 1
- ② 炉形式 全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
- ③ 処理能力 300 t / 日 (150 t / 24h × 2 基)
- ④ 竣工 平成 6 年 1 月 31 日

##### (2) 東部クリーンセンター

- ① 所在地 岡山県岡山市東区西大寺新地 453 番地 5
- ② 炉形式 全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
- ③ 処理能力 450 t / 日 (150 t / 24h × 3 基)
- ④ 竣工 平成 13 年 7 月 31 日

#### 2 焼却残渣運搬・処理予定数量

予定数量は以下のとおりとするが、本市焼却施設への搬入量やその質などによって予定数量は変動することがある。

##### (1) 当新田環境センター

年度	焼却残渣の種類	
	飛灰(t) (乾ベース)	不燃物(t) (湿ベース)
令和 8 年度	3,000	2,100

##### (2) 東部クリーンセンター

年度	焼却残渣の種類	
	飛灰(t) (乾ベース)	不燃物(t) (湿ベース)
令和 8 年度		1,700

#### 3 焼却残渣の搬出・運搬業務

##### (1) 当新田環境センター

###### ① 焼却残渣の性状等

###### ア 飛灰 (乾ベース)

- ・流動床式焼却炉で焼却されバグフィルタにて捕集された飛灰で、約 8% の消石灰及び 1% の活性炭を含む。
- ・比重：約 0.7～1.0

###### イ 不燃物 (湿ベース)

- ・流動床式焼却炉における焼却後の不燃物で、磁選機により鉄分を除いたガラス・石・がれき類等。

- ・比重：約 1.0
- ・性状：20 ミリメッシュの篩を通過する割合は、約 80% である。

#### ②運搬方法

##### ア 飛灰

- ・飛灰ダスト貯槽（容量：41m<sup>3</sup>×2 基）より吸引装置を使用し、粉体専用吸引圧送車等にて運搬する。
- ・吸引装置は既設の定置式吸引装置を使用するものとする。  
なお、定置式吸引装置に必要な電源及び運転に係る電気料金は、本市の負担とする。
- ・本市が設置する搬出用配管（「ダスト貯留槽～積出室 2」及び「定置式吸引装置～積出室 2」）から運搬車両へ接続するホースは、すべて受託者が手配するものとする。

##### イ 不燃物

- ・不燃物バンカ（容量：17m<sup>3</sup>）及び固化物ピットより、水密構造天蓋付ダンプ車等にて運搬する。

#### ③搬出制限

- ア 搬出時間 6:30～17:00（曜日による制限なし。）
- イ 車両制限 不燃物バンカよりの排出については、車両高さ 3.20m 以下。

#### ④運転操作等

- ア 定置式吸引装置の運転操作は、受託者が行う。
- イ 不燃物の積込み作業は、本市が行う。

#### ⑤搬入経路等

- ・図面に記載の進入口に大型貨物自動車等通行止めの標識あり。警察署にて通行許可等を事前に取得すること。

### (2) 東部クリーンセンター

#### ①焼却残渣の性状等

##### 不燃物（湿ベース）

- ・流動床式焼却炉における焼却後の不燃物で、磁選機により鉄分を除いたガラス・石・がれき類等。
- ・比重：約 1.0
- ・性状：20 ミリメッシュの篩を通過する割合は、約 75% である。

#### ②運搬方法

- ・焼却棟不燃物バンカ（容量：10m<sup>3</sup>、FL+3,300mm）より、水密構造天蓋付ダンプ車等にて運搬する。

#### ③搬出制限

- ・搬出時間 8:30～16:00（ただし、12:00～13:00 を除く。また、7:30 に場内

入口が開場となるが、それ以前に前面道路等交通の妨げになる場所での駐停車は行わないこと。)

④運転操作等

- ・積込み作業は、本市が行う。

⑤搬入経路等

- ・東部クリーンセンター周辺の搬出入経路は、ごみ収集車と同様のルートを通行することとする。

## 焼却残渣の分析結果（参考）（含有量試験）

## ●不燃物

分析項目	単位	当新田環境センター (不燃物)	東部クリーンセンター (不燃物)
①アルキル水銀化合物	mg/kg	<0.01	<0.01
②水銀又はその化合物	mg/kg	<0.01	0.03
③カドミウム又はその化合物	mg/kg	5.38	2.1
④鉛又はその化合物	mg/kg	77.0	160
⑤六価クロムまたはその化合物	mg/kg	<2	<2
⑥砒素又はその化合物	mg/kg	2.9	1.6
⑦セレン又はその化合物	mg/kg	<0.5	<0.3
⑧1,4-ジオキサン	mg/kg	<100	<0.5
⑨ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g	0.0015	0.10

## ●飛灰

分析項目	単位	当新田環境センター (飛灰)
①アルキル水銀化合物	mg/kg	<0.01
②水銀又はその化合物	mg/kg	1.67
③カドミウム又はその化合物	mg/kg	36.6
④鉛又はその化合物	mg/kg	368
⑤六価クロムまたはその化合物	mg/kg	5
⑥砒素又はその化合物	mg/kg	4.8
⑦セレン又はその化合物	mg/kg	0.8
⑧1,4-ジオキサン	mg/kg	<100
⑨ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/g	1.5

※①～⑧は含有量試験の結果

## 焼却残渣の分析結果（参考）（溶出試験）

### ●不燃物

分析項目	単位	当新田環境センター (不燃物)	東部クリーンセンター (不燃物)
①アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005
②水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005
③カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.009	<0.001
④鉛又はその化合物	mg/L	<0.03	0.018
⑤六価クロムまたはその化合物	mg/L	<0.1	<0.02
⑥砒素又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.005
⑦セレン又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.002
⑧1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05

### ●飛灰

分析項目	単位	当新田環境センター (飛灰)
①アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005
②水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005
③カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.009
④鉛又はその化合物	mg/L	1.8
⑤六価クロムまたはその化合物	mg/L	0.3
⑥砒素又はその化合物	mg/L	<0.03
⑦セレン又はその化合物	mg/L	<0.03
⑧1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05

## 岡山市焼却残渣再資源化業務委託（単価契約）単価割合

排出施設	処理項目・内容	単位	単価割合
当新田環境センター	飛灰処理 ・運搬・処理	1 t	1.00 (基準単価)
	<b>不燃物処理</b> ・運搬・処理 ・処理不適物（異物）の選別・運搬・処分	1 t	0.672
東部クリーンセンター	<b>不燃物処理</b> ・運搬・処理 ・処理不適物（異物）の選別・運搬・処分	1 t	0.672

※1 「当新田環境センター不燃物処理単価」、「東部クリーンセンター不燃物処理単価」は基準単価（入札による単価）×単価割合（上記表に各処理項目ごとに記載されている割合）で算出した金額に、100円未満の端数を切り捨てて算出する。